

日進市都市公園条例の一部を改正する条例(案) パブリックコメント実施結果について

意見募集期間 平成30年1月4日(木)から平成30年2月2日(金)まで
 意見提出者 7名(法人を含む)
 提出意見数 8件

	項目	意見の内容	市の考え方
1		<p>・国の法改正で、公園内に保育所設置ができるよう規制緩和とのことですが、不特定多数の方が利用する公園と、乳児・幼児が生活の場とする保育所は、あきらかに違う性格のものであるので、日進では、今後も規制緩和を認めない方針でいてください。保育所が必要な、専用の園庭を確保した保育所をきちんと建設すべきです。 ・住民の意見をより反映し、よりよい公園整備を期待します。</p>	
2		<p>法律で「都市公園で保育所等の設置を可能」と変更されましたが、公園内に保育所を設置することには反対です。 公園は、子どもからお年寄りまで地域の方が自由に利用できる場所です。 壁やフェンスなどの仕切りがない場所も多く、保育所として小さな子どもを大勢遊ばせるには、安全上・防犯上適しません。 仕切りを作れば、地域の方は自由に利用できません。 現在でも、市民1人当たりの公園面積は全国平均及び愛知県平均を下回っています。(日進市道の駅基本構想より) 公園内に保育所ができると、学校後、地域の公園で遊んでいた子ども達は遊ぶ場所がなくなります。今でも少ない公園をこれ以上減らさないでください。</p>	<p>参考のとおり、都市公園法の改正により、「保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)」が、公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るために特に必要と認められるもの等である場合、占有許可をすることが可能となりました。 この改正内容につきましては、地域の皆様の意向をお聞きすることはもちろんですが、実質的に公園として利用できる面積が減る可能性等があるため、慎重に対応する必要があると考えております。 そのため、都市公園法施行令第12条第3項第6号で規定する「地方公共団体が施設の地域のニーズや実情に応じて対象を条例で追加できる」規定につきましては、今回の改正には入っておりません。</p>
1	<p>理由 (1)都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものであります。</p>	<p>【参考：都市公園法】 第7条 (略) 2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>【参考：都市公園法施行令】 第12条 (略) 2 (略) 3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業(同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設及び同条第二十五項に規定する地域活動支援センター 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園 六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの</p>	

日進市都市公園条例の一部を改正する条例(案) パブリックコメント実施結果について

意見募集期間 平成30年1月4日(木)から平成30年2月2日(金)まで

意見提出者 7名(法人を含む)

提出意見数 8件

	項目	意見の内容	市の考え方
3		公園でのスポーツ教室などの利用が厳しくなりました。スポーツ教室などが独占利用しなくなったのは、自由に使いたい人には良いことだと思いますが、サッカークラブや野球クラブなどで利用できる広いグラウンドが少なく、取り合いになっています。ただ排除するのではなく、スポーツ教室で子ども達がスポーツをしたいという気持ちや運動能力向上のためにも、広いグラウンドを新たに造ってください。	
4		曜日限定して、スポーツクラブなどにも提供したらどうか。小さい子供がいて、近くで体を動かす習い事が出来なくなるのは、とても不便。教室を開いている方たちを見ている、遊んでいる子供たちと共存しているように見えるし、特段専有している感じはない。納税している側からしても、日進市は硬すぎると思う。反対派の意見に偏りすぎている。	本市では、以前からスポーツ教室等のスポーツ利用につきましては、総合運動公園、東山グラウンド、米野木北山グラウンドといったスポーツを目的として公園等を整備し、許可を得て開催していただくことが可能な施設を提供しております。公園等は、その地域にお住まいの皆様が、お互いに譲り合いながら、気軽にご利用いただくことを前提とした公共施設であります。そのため、小さなお子様から高齢の方まで、だれもが安全で気持ちよく利用していただくこと、また、住宅地の中にあるため、公園周辺にお住まいの皆様にご迷惑をおかけすることがないこと等に主眼を置き、公園利用のルールを決めており、その1つとして、スポーツ教室等のスポーツ利用ができる公園等につきましては、総合運動公園等のスポーツを目的とした公園等に限定しております。
5	◎改正(案)の考え方	公園等でのスポーツ教室であったりスポーツ活動をやる事により普段関わりのない学年の人達との交流であったり、部活動がない低学年の子供たちのスポーツ活動が行えるようになります。また、地域交流の場にもなります。	大部分のスポーツ教室等の主催者の皆様には、このルールにご理解いただき、許可を受け、総合運動公園等でスポーツ教室等を開催していただいておりますが、残念ながら、一部のスポーツ教室等の主催者のみ、スポーツを目的としない公園等でのスポーツ教室等のスポーツ利用が続いております。
6	・行為の禁止として、公園利用者や近隣にお住まいになる皆様等に迷惑となる行為・危険を及ぼすおそれのある行為・管理に支障のある行為を追加します。 ・公園での許可行為において許可を受けずに利用している者に対し、公園からの退去を命ずることができる規定を追加します。	日進市内の公園に掲示された張り紙及び日進市ホームページにて、条例の改正案について、拝見させて頂きました。その中でも、特にスポーツ教室等の開催について、僭越ながら意見させて頂きます。今日では、スポーツの多様化により、様々なスポーツ教室が開催され、それに伴う公園の占拠や無断駐車、その他近隣の住民の方々への迷惑行為等が起きていることが問題の一部であると思います。しかし、近年は子供達が外で体を動かしたりすることよりも、ゲームなどの遊びに影響され、外で遊んだりする機会が少なくなっているのも深刻な事実の一つだと考えております。時代や社会の流れもあることとは思いますが、今日では、スポーツ教室等の開催が、子供達が外で体を動かすことのきっかけや機会づくりの一役を担っていると言っても過言ではないかと思っております。ですが、先述した現在発生しているであろう問題も改善しなければならないことなので、条例の改正について、全てに反対とは思いません。例えば、公園をスポーツ教室等で利用できる曜日や時間の指定をしたり、それらの開催を日進市の中で、申請ならびに登録制にし、各団体の公園利用回数を週〇回までというように限定したりすることで、スポーツを通じて子供達が体を動かしたり、遊んだり、様々なスポーツに触れるきっかけや環境を減らすことなく、整えていけるのではないかと思います。また、市内の有料施設については、アクセスの面から厳しいものもあると思います。そのため、家の近くにあつて、学校や保育園・幼稚園が終わった後に利用できることは公園のメリットでもあると思います。	今回の改正(案)の考え方は、現在の公園利用のルールをかえるものではなく、ルールの根拠を明確にするために条例に規定化するものであり、実質、ルールを守らない利用に対する指導は、これまでと同じであります。また、ご意見いただきました「スポーツ教室等に曜日や時間を限定(指定)して利用させること」につきましては、現在の公園利用のルールを変更することになります。現在のルールは、「公園利用者や近隣にお住まいになる皆様等に迷惑となる行為」・「危険を及ぼすおそれのある行為」・公園を破損することやフェンスにボールをぶつけないことといったような「管理に支障のある行為」等を禁止することで、だれもが安全で気持ちよく公園を利用できる環境を構築しております。そのため、現在のルールを変更する事項につきましては、今後、市民の皆様にご意見を伺いながら、ルール変更の是非について検討していくものと考えております。また、新たな公園や広場等の整備につきましては、地域からの要望、必要性、地域の皆様・土地所有者の皆様等のご理解、市の予算・使い勝手や整備後の管理対応等、様々な調整をした上で検討していくことになると考えております。

日進市都市公園条例の一部を改正する条例(案) パブリックコメント実施結果について

意見募集期間 平成30年1月4日(木)から平成30年2月2日(金)まで
 意見提出者 7名(法人を含む)
 提出意見数 8件

項目	意見の内容	市の考え方
7	<p>・強制排除という行為により団体活動への不利益が、個人(子供、親)への不利益になるということが考えられていないではないか？ ・公園を使用できるルール作りをして(例えば週1回のみなら可など)活動すればより公園利用における有効活用ができるのではないか？ ・単純に排除するという行為は管理側にとって手っ取り早いかもしれないがそのことで「楽しむ場」「教育を受ける場」を取り上げられて悲しんでいる子供と親が少なからずいることを良く理解したうえで判断をしてもらいたい。</p>	<p>3から6の「市の考え方」と同じです。</p>
8	<p>市内の公園の使用法について意見を述べます。 改正案を見ると、子供のボールを使ったスポーツや遊びまで全て禁止するように読めますが、もしそうだとしたら、賛同できかねます。 いつの時代もそうですが、公園というのは子供達の1番の遊び場です。そしてボールを使った遊びは、子供達が1番大好きな遊びです。市の担当者の方々も、幼い頃公園でボール遊びを楽しみ、友情や元気な体を育んできたはずです。 無許可で公園を使用してスポーツ教室等を開くのは禁止すべきだと思います。バットでボールを打つとか、思いっきりサッカーボールをシュートする等も、他の公園利用者が恐い思いをすと思うので、禁止して良いと思います。 もちろん公園の設備や施設にボールをぶつける等の行為は禁止でしょう。ゴルフボールを使っての大人のゴルフ練習も禁止して良いかもしれません。 でも、禁止にできるのはそこまでじゃないでしょうか。 公園は市の物かもしれませんが、市民のための物でしょう。市民は子供を含みます。子供が思いっきり遊べる公園でなければ意味がないというのは、子供たちのみならず、子供の親たちの総意でもあります。 危険があるから禁止するというのは、今流行りのリスクマネジメントかもしれませんが、それが日進の子供たちの成長に本当につながるのでしょうか。本当に危険な事のみ禁止にし、それ以外はあえてがんじがらめにせず、ファジーな状態に保つ事で、自分で考え、相手の立場になり、思いやりのある行動をとれる子供や、ひいては地域社会を育てているのではないのでしょうか。 また、公園にはタイプがあります。木々や池があり、花壇が多く、小径があって、スポーツというよりは身近な自然と触れ合いリフレッシュできるような、どちらかといえば大人向けの静的な公園と、もうひとつは、株山中央公園やこもれび公園に代表される、グラウンド的なスペースがあり、思いっきり走り回れるような、子供向けの動的な公園。 この大きく分けて2つのタイプの公園を、同じように規制するのは、いかがなものでしょうか。 前者でボール遊びをすれば、それは迷惑でしょう。しかし後者は、そもそも公園の設計段階から、子供たちが力いっぱい走り回る事を考えて造られています。 そして、そういう公園で、子供たち笑顔の隣には、いつもボールがあります。 結論ですが、後者のグラウンドタイプの公園まで、ボール遊び全面禁止にする事には、断固反対します。 子供たちの笑顔が無い公園になんの意味がありますか。 私は日進市を選んで家を建て、此処に一生住むつもりです、子供たちにとっては日進はふるさとになるので、是非今回の改正については、職員の方々、担当者の方々におかれましては、熟考に熟考を重ねた上で、ご英断下さりますようよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>今回の改正(案)の考え方は、これまで禁止事項として、皆様を守っていただくことをお願いしておりました行為について、その根拠を条例上に規定するもので、ご意見いただきました「ボール遊びを全面禁止する」ものではありません。 本市の公園の形状は様々で、フェンスが高い公園もあれば低い公園もあります。また、敷地内に駐車場が設置されている公園もあれば設置されていない公園もあります。さらに、住宅に隣接している公園もあれば、公園が道路に囲まれた公園もあります。ご意見のとおり、平場がたくさんあり、おもいっきり遊べる公園もあれば、小さな公園もあります。 そのため、本市としましては、公園の形状にあわせ、他の公園利用者や近隣にお住まいになる皆様等に迷惑とならないよう、また、危険を及ぼすおそれがないよう、さらに、管理に支障がないような利用の仕方を、これまで皆様をお願いしていたところであります。 例えば、ボールを使った遊びでありますと、フェンスを越えるようなボール遊びの場合、公園周辺の住宅や道路にボールが飛びこみ、周辺の住宅にお住まいの皆様迷惑をかけた、道路利用者の危険となったりする可能性がありますので、そのようなボール遊びは禁止しております。 ご意見いただきましたように、公園は市民の物であり、その地域にお住まいの皆様が、お互いに譲り合いながら、気軽にご利用いただくことを前提とした公共施設であります。そのためには、これまで同様、小さなお子様から高齢の方まで、だれもが安全で気持ちよく利用していただけるような、また、住宅地の中にあるため、公園周辺にお住まいの皆様迷惑をおかけすることがないような利用をお願いしたいと考えております。</p> <div data-bbox="1279 986 1870 1262" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広報につしん2017年9月号一抜粋一</p> <p>公園や広場は、その地域にお住まいの皆様が、お互いに譲り合いながら、気軽にご利用いただくことを前提とした公共施設です。次の点にご注意の上、公園などの適正利用へのご理解・ご協力をお願いします。なお、「不明な点につきましては、都市計画課までお問い合わせください。」</p> <p>スポーツ教室などによる独占の利用は許可していません</p> <p>野球、サッカーなどのスポーツ教室をするために、公園などの一部または全部を独占して利用することは、他の人の自由な利用を阻むことになり、また、原則として許可していません。</p> <p>施設を独占的に使用してスポーツ教室などを催したいときは、有料施設(本市の例：総合運動公園、スポーツセンター、上野池スポーツ公園、体育館、東山グラウンド、米野木北山グラウンド)の利用をご検討ください。また、無許可のスポーツ教室など不正に公園などを使用する団体を見つけたときは、都市計画課までお知らせください。</p> </div> <div data-bbox="1279 1289 1870 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公園や広場のご利用にあたっては、次の事項を守ってください</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ロケット花火・打ち上げ花火・爆竹花火は禁止します。 ○野球・サッカーなどの他の利用者へ危険な行為は禁止します。 ○周辺住民の迷惑になる行為はやめましょう。(夜間のボール使用、大声で騒ぐなど、騒音を出さない) ○公園内へのバイク・車両での乗り入れは禁止します。 ○犬のフンは、飼い主が必ず持ち帰ってください。 ○公園内での犬の放し飼いは、他の利用者の迷惑となるため禁止します。 </div>

ルールとマナーを守って、公園や広場を使いましょう

都市計画課
 050-1187-7373
 050-1187-7373
 foshiketaiku@ty.nissin.lg.jp